

平成30年度予算編成方針

第1 本市を取り巻く財政状況と平成30年度の見通し

我が国経済は、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いており、本年4～6月期の実質GDP（国内総生産）成長率が年率換算で前期比2.5%増となっている。一方で、財務省東北財務局秋田財務事務所が本年10月に公表した県内経済情勢報告によると、個人消費は緩やかに持ち直しつつあるものの、企業の設備投資の減少、企業収益の減益が見通されている。

こうした状況にあって、本市においては、人口減少対策を喫緊の最重要課題と位置づけ、今後も「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現に向けて、「新・県都『あきた』成長プラン」（第13次秋田市総合計画）と「新・県都『あきた』改革プラン」（第6次秋田市行政改革大綱）を市政運営の両輪としながら、全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

平成30年度における本市の財政状況の見通しについて、歳入では、根幹をなす市税は、個人市民税はほぼ横ばいで推移するものの、企業収益の減による法人市民税の減少や、家屋の評価替え等に伴う固定資産税の減少により、全体では9.8億円の減を見込んでいる。一方、地方交付税は、税収等の見通しを反映させ、需要で算定実績をもとに試算した結果、29年度予算と比較して2億円の増額が見込まれるほか、臨時財政対策債も3.1億円の増額が見込まれる。しかしながら、財源不足の解消には至らず、この補填のため財政調整基金・減債基金から10億円を取り崩しても、歳入一般財源が前年度に比べて減となるなど、厳しい歳入環境となることが想定される。

歳出（一般財源ベース）では、退職者の減等により人件費は減少するものの、措置費が大幅に増加することから、義務的経費は、29年度と比較して1.1億円増加する見込みである。また、市長公約事業や成長戦略事業、とりわけ人口減少対策の予算を優先的に確保する必要がある。

以上の歳入歳出の見通しを踏まえると、限られた財源のもと、経常経費および成長戦略事業以外の政策経費に配分する一般財源の削減は避けられない状況であり、引き続き歳入規模に見合った歳出構造を堅持し、将来にわたり健全な財政運営を維持していくためには、メリハリのついた予算を編成する必要がある。

なお、現段階では、国の予算や地方財政対策の動向等、不確定な要素も多いため、各部局において積極的に情報収集に努めるとともに、適切な対応が必要である。

第2 予算編成の基本的な考え方

「新・県都『あきた』成長プラン」に掲げた施策・事業を着実に推進し、今後成長させることが必要な分野において、一体的かつ集中的に経営資源を投入するとともに、「新・県都『あきた』改革プラン」に掲げた取組を着実に実施し、将来にわたり持続可能な財政構造を構築するため、以下の考え方により取り組むこととする。

1 最重要課題への対応

人口減少対策を喫緊の最重要課題と位置づけ、子育ての希望をかなえられる環境づくり、新しい仕事づくりや雇用の質の向上、地域資源を活用した人をひきつけるまちづくりなどに取り組むとともに、老年人口の増加を踏まえた本市独自の視点として、誰もが安心して暮らせる健康長寿社会づくりに取り組むため、予算を重点配分する。

2 施策・事業の検証と財源の捻出

限られた財源のもと、施策・事業の検討に際しては、部局内での優先順位を精査するとともに、補助金や市債等の特定財源の有無にかかわらず、必要性、有効性、経済性、効率性の観点から、その妥当性等を十分に検証し、財源の効果的・効率的な活用に取り組むこと。

また、新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、スクラップアンドビルドを基本に財源を捻出するなど、見直しを行うこと。

3 通年型予算の徹底

歳入に繰越金と基金繰入金を計上し、成長戦略事業を含む政策経費にかかる一般財源の所要額を最大限見込んでいることから、年間の所要額を精査して要求すること。

したがって、国の制度改正により予算補正を行う必要が生じた場合等を除き、年度途中での補正予算は原則として認めないので留意すること。

4 歳入の確保と新規財源の開拓

自主財源を確保するため、市税および税外収入の収納率向上を図るほか、自ら必要な財源を確保し、市民サービスの維持・向上につなげるという観点から新規財源の開拓について積極的に取り組むこと。

5 市債の抑制

市債残高の水準が高いことや、市債発行額の増加は後年度負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、全会計において市債発行の抑制に努めること。

第3 予算要求方法

1 義務的経費

人件費・措置費・公債費は、実績等を踏まえ適正に見積もること。

2 経常経費

- (1) 経常経費については、部局枠配分を行う。加算減算対象経費等を除き、前年度一般財源ベースで△3%としたので、部局枠配分額の範囲内で予算要求をすること。
- (2) 28年度から供用を開始した新規施設の管理経費については、通年ベースでの予算執行状況を確認できる状況にあることから、一件査定により精査を行うので、実績等を踏まえ適正に見積もること。

3 政策経費（成長戦略事業）

- (1) 成長戦略事業は、行政経営会議において成長戦略事業に位置づけられた事業を基本とし、一件査定を行う。
- (2) 成長戦略事業にかかる一般財源所要額は、33億円を見込んでいることから、本市の成長を促進する事業の企画立案を積極的に進め、予算要求すること。
- (3) 行政経営会議において、実施が不相当と判断された事業の要求は認めない。

4 政策経費（成長戦略事業以外の政策経費）

- (1) 平成30年度予算編成については、一件査定を行う。
- (2) 繰出金等以外の政策経費については、前年度一般財源ベースで△15%と見込んでいることから、部局内の事務事業の優先順位を考慮し、効率化・重点化を図りながら予算要求すること。

5 部局経営努力分の設定

- (1) 枠配分を超えた削減を実施した部分又は広告料収入等で新規財源として獲得した部分については、「部局経営努力分」として設定し、原則単年度で一件査定事業の中から充当先を各部局が選択できることとする。
- (2) 部局が選択した事業については、その内容の精査を経て、優先的に採択を行う。
- (3) 事業部局が選択した事業が採択されない場合は、部局が要求してきた他の事業について、優先順位を考慮した上で、採択を行う。

6 今後の日程（予定）

予算案提出期限（最終）	平成29年11月15日（水）
財政担当査定	～11月中旬
財政課長査定	平成29年11月下旬～12月下旬
企画財政部長査定	平成29年12月下旬～平成30年1月上旬
市長査定	平成30年1月中旬

第4 個別事項

1 歳入

- (1) 国・県支出金等の制度を最大限に活用し、財源確保に努めること。
なお、国・県の予算編成の動向を十分に見極め、年度途中で不足が生じることのないよう適正に見積もること。
- (2) 使用料・手数料については、これまでも受益と負担の適正化に基づく見直しを行ってきたが、引き続き負担の公平性の観点に立って検証すること。
- (3) 市債については、原則、後年度交付税措置されるものに限ること。
また、起債制度の変更および地方交付税制度の見直しにより、起債対象や充当率、交付税対象の変更が考えられることから、計上にあたっては十分注意すること。
なお、交付税措置がある市債であっても、事業内容や将来の本市財政に与える影響等を踏まえ、適正な規模とするための調整を行う。
- (4) 新規財源については、引き続き、広告の掲載、広告板の設置を進めるほか、「飲料水等自動販売機の設置に関する基本方針」に基づく行政財産の貸付やネーミングライツ等による新規財源の獲得に向け、積極的に取り組むこと。
- (5) 行政財産として利用計画のない公有財産については、「秋田市未利用公有財産利活用指針」に基づき、売却や利活用等を積極的に推進すること。

2 歳出

- (1) 普通建設事業については、事業の必要性や効果、コストの縮減、事業箇所の優先順位等を総合的に検討し、積算すること。
特に、大規模事業については、本市の財政に与える影響が大きいことを十分に認識し、部局内において年度間調整等を考慮した上で、予算要求すること。
なお、「公共工事等のコスト縮減に伴う事前協議について」（平成29年10月16日付け平29工検室第912号）に基づき、対象となる事業については、工事検査室と事前協議を行うこと。
- (2) 補助金については、市単独補助金に限らず、行政の責任分野、経費負担のあり方、事業効果等を十分に精査し、明確な基準の下で予算要求すること。
また、交付先における補助金の用途や異なる機関からの重複受給の有無等、実態の十分な把握に努めること。
- (3) 委託料については、積算根拠や委託手法等の見直しを行い、委託料の削減に努めること。
特に、随意契約をしている委託業務については、一般競争入札への切替えを積極的に進め、切替えができない業務についても、削減手法の検討を行うこと。
- (4) 市有施設については、事業効果等を総合的に検証し、あり方の見直しが必要な施設は、財産の売却、譲渡、転用、廃止を積極的に進めること。
- (5) 予算の流用については、原則として認めない。そのため、事業の精度を高め適切な積算を行い予算要求すること。
- (6) 複数の部局にかかわる事務事業への対応については、連携推進官を中心に部局間相互で緊密に連絡を取り合い、十分な調整を行った上で見積もること。

- (7) 既存システムの改修や新たなシステム調達など、基幹系業務システム、その他情報システムに関する事業を予算要求する場合は、「ICT推進担当課長との事前協議について」（平成25年8月1日付け情統第89号）および「情報システム開発・改修に伴う適正な事務執行について」（平成27年7月7日付け総号外）に基づき、ICT推進担当課長と事前協議を行うこと。
- (8) 特別会計および公営企業会計への繰出金については、独立採算の原則を踏まえ、一般会計からの財政援助に過度に依存しないよう、基準内外を問わず見直しを図った上で予算要求すること。
- (9) 公共施設等の修繕や統合および更新を伴う整備については、行財政改革実施会議において決定した施設整備事業の優先度との整合を図ること。

3 その他の事項

また、予算査定資料の変更点・確認事項等の参考資料については、必要に応じ別途送付する。